

徳島県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人ゆうあい会	徳島市佐古五番町四―三	佐古あいじつクリニツク	徳島市佐古四番町六―一	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和六年四月一日
株式会社セガファーマ	同 沖浜町明治開三四二	サザン調剤薬局城東	同 徳島町二丁目五五―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同 五月一日